

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北長市交第3号

2. 登録の有効期間

平成24年3月28日

3. 名称、住所、代表者氏名

名 称 南木曾町

住 所 長野県木曾郡南木曾町読書3668番地1

代表者氏名 宮川 正光

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

5. 路線

起点	主たる経過地	終点	キロ程	路線名
南木曾駅	与川地区	向田バス停	10km	与川線

6. 登録に付す条件

無し

平成21年3月10日

北陸信越運輸局長野運輸支局長



平成 年 月 日

北陸信越運輸局 長野運輸支局長 殿

長野県木曾郡南木曾町読書3668番地1
南木曾町長 宮川 正光

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称： 南木曾町
住所： 長野県木曾郡南木曾町読書3668番地1
代表者： 南木曾町長 宮川 正光

2. 登録番号

北長市交第3号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送：交通空白輸送

4. 路線又は運送の区域

・ (1) 路線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	南木曾駅	国道19号	向田バス停	10km
2	南木曾駅	上の原地区	向田バス停	10km
3				
4				
5				

・ (2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
南木曾町役場	長野県木曾郡南木曾町読書3668番地1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
南木曾町役場		1	1	()	()	()	()	()	()	1

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
町内に在住する住民及びその親族、その他 当町に日常の用務などを有する者	

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

一律300円 (バス停区間による設定なし)

- ・小学生 100円
- ・未就学児 無 料

市町村運営有償運送：与川線時刻表

南木曾駅行き				向田行き		
向田	12/1	8:30	12:55	南木曾駅	12:30	17:20
島の橋	～	8:31	12:59	南木曾小校	—	—
坂本	3/31	8:33	13:01	大奈良	12:40	17:30
与川分館	の	8:34	13:02	川合平	12:44	17:34
川合平	冬季間	8:37	13:06	与川分館	12:48	17:38
大奈良	7:50	8:40	13:10	坂本	12:49	17:39
読書保育園	—	8:50	—	島の橋	12:51	17:41
南木曾駅	8:00	9:00	13:15	向田	12:55	17:45

平成 年 月 日

長野運輸支局長 殿

地域公共交通会議における協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村
(名称) 南木曾町地域公共交通会議
(対象市町村) 南木曾町

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日
平成23年6月29日

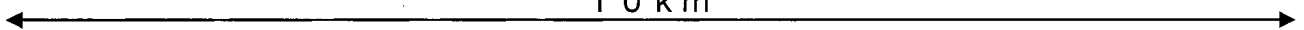
3. 合意の内容

(1) 運送主体 南木曾町

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別
交通空白輸送

(3) 路線又は運送の区域
路線名：与川線（運送距離10km）

起点：JR南木曾駅 ← 5.6km → 川合平バス停経由 ← 4.4km → 終点：与川向田
10km



(4) その他特記事項

一律300円（バス停区間による設定なし）

- ・小学生 100円
- ・未就学児 無料

平成 年 月 日

南木曾町地域公共交通会議

主宰者 南木曾町長 宮川 正光 印